

学位論文題名

戦後日本の中国政策の模索と日華関係の研究：

1950年代を中心に

学位論文内容の要旨

一九四九年十月以降、中国の国共内戦により共産党に破られた国民党政権が台湾へ移転し、台湾海峡を介して分断し「国」・「共」両政府は一つの中国の「正統」政府を争い合う態勢が形成された。こうした戦後米ソの冷戦対立、国共内戦による中国の分裂、朝鮮戦争などの東アジア国際情勢の変動の影響を受けて、日・米・中・台の複雑な関係は冷戦の構図に組み込まれた。こうした事態に直面した米国は共産主義国家の脅威を防ぐために、「封じ込め」政策を次第に展開し、その一方で日本は国家の経済利益と国防安全のために、米国のアジア政策に忠実な協力者の役割を果たしたことは明らかであった。しかし、日本政府は外交において対米協調外交を維持するが、中国問題については「経済的手段」を通じ「独自」の対中政策を保とうとする外交構想を打ち出したのである。

したがって、本稿では「経済先行」そして「政治承認」という研究視点により五〇年代における日本の対「中」方針の模索および日華関係の形成と発展の過程を解明しようとすることを主眼にしている。これはサンフランシスコ平和条約の締結および主権独立回復前後の日本にとって、対外関係において重要な「架け橋」の役割を果たしたのであった。にもかかわらず、通商貿易のアプローチを利用し諸外国との「経済関係」を維持する一方、最適なきっかけで「政治関係」を建てるという戦略目的は、戦後日本の対「中」外交の「典型」に形作られたパターンではないかというような考えがある。

日華「外交」関係の形成期において、日台通商協定の締結から一年後の時効問題はGHQと中華民国政府との合意でその問題を「不定期延長」させ、新貿易計画の制定およびそれと同時にあった日華平和条約の交渉など、一連の情勢変化に直面した日本側は実に「中国」代表権の問題をめぐるいかなる対応をしたかという日華「国交」形成期の軌跡を、そのダイナミクスによって描き出すことを試みる。言い換えれば、戦後五〇年代初期に日華関係の構造から見れば、日本は日台通商協定時の「オブザーバー」の身分から日華平和条約の締結、日華貿易取極にかけて「経済先行」そして「政治承認」の外交パターンで「国家」という役割の「連続性」により、諸外国との通商や貿易あるいはよりハイ・ポリティクスにかかわる国家間の重要な事項の交渉を「配役」から「主役」に位置づけたことは明らかである。この戦後日華関係の形成過程における重要かつ決定的「段階」の過程は第

一章と第二章で述べている。

吉田内閣期において、英米間の矛盾を利用し独自の対「中」構想を持ち出したかったが、結局、「吉田書簡」の出現により「対中等距離」外交の構想は放棄せざるをえなかった。日華平和条約の締結後、日中民間貿易の交流による日華「政治」、日中「経済」という「政経分離」の態勢は、この時期における新しい日「中」関係の「接点」として注目されつつあった。吉田内閣期における「政経分離」という「謎」のような対「中」外交構想に関して、筆者が収集した資料に基づき、その定義や内容について「小川提唱」と「池田証言」および「自由党外交調査会報告書」といった三つの言い方を分析した。しかし、はたしてこの「政経分離」の概念は、吉田の「二つの中国」を戦略目的とするものであったといえるかという点について、より明確な証拠が見つからないと説得的ではないということは念頭に置かせざるをえない。結果として、吉田政府は積極的に中共側と貿易の拡大に取り組み、双方の経済関係を促進しようとするのに対して、国府との政治関係が「つかず離れず」の対華外交にこもりがちであるということが伺える。第三章では、こういった吉田内閣期のビジョンをより具体的に分析することを試みる。

第四章では、鳩山内閣期の「自主外交」路線と日華関係について分析を加えている。鳩山内閣は独立日本の国際復帰を目指し、その前提として中ソとの国交回復を重点に置いた。特に、日本政府は「蒋政権と毛沢東政権はともに立派な独立国の政権である」という「二つの中国」の論調を提起し、それに対して国府側から一連の「質疑」及び「不満」による日本側の外交事務関係者との交渉においても、日本政府は国府との関係が終始「何等変更しない」という姿勢を表明した。日華関係の対立を解消するために、自民党役員格の政治家たちは、国府の訪日親善使節団を要請したのである。これは「党・政分離」式の対国府外交のパターンが形成されたといえるだろう。つまり鳩山内閣期における対「中」の「自主外交」は、中共政府への「政・経分離」と、国府への「政・党分離」といった中国政策のパターンを形成し、この章ではこの二つの関係構図を捉えることを試みた。

第五章では、岸内閣期における日華関係の摩擦と進展に関して分析した。岸は“政経分離”を遂行することができるように、体面的に日華協力委員会の成立を支持し、さらに岸の公式国府訪問を行うという対華親善の姿勢を示すことを試みたが、第四次日中民間貿易協定の交渉において貿易覚書の「通商代表部」の設置や外交特権の付与などの問題をめぐって日華間の政治関係にまで波及した。さらに、日中貿易協定をめぐって国旗掲揚問題により「二つの中国」の問題も引き起こされた。この事態を直面した岸・藤山外交は国府と中共の板ばさみになりつつ、しばしば窮地に陥った。ところが、愛知官房長官談話を発表してから、公式的な中国政策、つまり“政経分離”の方式を明らかに打ち出しても、長崎国旗事件の発生により岸内閣は措置不当で国府の抗議および中共側の不満、そして陳毅の五一一発言により、ついに一九五二年六月に実施された日中“民間”交流をすべて中断せざるをえなかった。結局、岸内閣が打ち出した対中構想の“政経分離”は、破局へ歩まざるを得なかった。この破局により日華間の対立情勢はしばらく緩和したのである。

本稿では、従来の関係史や外交史などの研究の成果を踏まえつつ、よりダイナミックで新しい研究視点で日本各内閣「独自」の中国政策を模索する動き及びそれと連動する日華

関係の変容と関連して説明を加えることを試みた。序章で述べたように、一九五〇年代初期から吉田は、日本が冷戦体制などの国際環境の制約を受けることにより「経済先行」そして「政治承認」といった戦後日本の対「中」外交パターンを取る立場に立っており、本稿では、このような日本の対外関係における政治と経済の使分けかつ相互作用を促すといった「分業」関係はまさに戦後日本外交の「典型」であるという点を強調している。他方、同時期における「分断国家」であった中共政府や韓国政府との関係においても「経済先行」そして「政治承認」というような外交パターンを使い分けたことは、注目すべき外交「典型」である。そして本稿の対象である五〇年代におけるこのような日本外交パターン下での日華、日中関係に見る「政経分離」と「二つの中国」の概念の間には果たして必然的な因果関係があるかという点を本研究で検証し、新たな研究視野としてとらえ、日本外務省の外交档案および関連資料に即して検討している。(2914字)

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 遠 藤 乾

副 査 教 授 松 浦 正 孝

副 査 准教授 川 島 真 (東京大学大学院総合

文化研究科)

学 位 論 文 題 名

戦後日本の中国政策の模索と日華関係の研究： 1950年代を中心に

本論文は、日本外務省記録および中華民国外交档案に依拠しながら、1950年代の日華(台)関係を、日本の対中外交との連関の中で把握し、以下の諸点を解明したものである。第一に、戦後の日本が、サンフランシスコ講和会議に参加しなかった東アジア諸国との間で、まず経済における枠組み作りを先行させ、その上で政治外交的な関係を築こうとしていたこと、である。これは、中華民国、中華人民共和国に共通する傾向である。第二に、その経済先行型の関係形成の先駆となったのが、台湾との日華関係であったことを指摘し、これまでほとんど研究されていなかった1950年の日台通商協定の交渉過程を明らかにし、そののちに政治外交的な関係、すなわち1952年の日華条約が位置づけられると示したこと、である。第三に、これまで陳肇斌らにより提起されてきた日本の対中政策に見られる「二つの中国」と「政経分離」について、史料的には「二つの中国」が中華人民共和国政府から示されたものであることを指摘した上で、日本が必ずしもこの「二つの中国」政策を追求していたわけではないこと、また政経分離が二つの中国政策を支えていたわけではないことを提起した点である。第四に日本と台湾の場合、先行した経済部分には日華のみならず、戦前来の日台関係が反映され、政治外交部分が主に日華関係となるという二重の関係が見られることを指摘したこと、であろう。この点は、戦後の日華/日台関係を鳥瞰する上でも貴重な指摘である。

これまで、当該分野は日本に留学した中国人研究者により研究が進められ、日本の「二つの中国」政策に対する批判的な観点から述べられることが多かったが、本研究は昨今公開された膨大な日本外務省記録を消化し、また台湾の研究も多く取り入れ、日台通商協定から日華条約、そして日中間の貿易関係の形成という1950年代の日「中」関係を、新たな史実を踏まえながら、バランスよく描き出すことに成功している。また、経済先行型という日本の戦後アジア外交をめぐる議論に新たなモデルを提示し、あわせて「二つの中国」

と「政経分離」というこれまでの議論の枠を批判する点で、東アジア政治外交史研究に大きく貢献する業績だといえよう。以下、簡単に内容を紹介したい。

序章で、問題関心、先行研究、研究方法、史料などについて述べた上で、第一章の「戦後日華関係の起点—日台通商協定—」では、連合国の占領下にあり主権を有していなかった日本をGHQが代表し台湾との間で日台通商協定を締結したこと、その交渉経緯について解明した。これは、戦前以来の貿易関係、また朝鮮戦争との関連で台湾と日本の貿易関係を促進させようというアメリカの意向に裏打ちされていた。主権をもたない日本は、この協定にオブザーバーとして参加し、中華民国の一省としての「台湾」との間で、経済先行の関係を形成した。この第一章は、戦後の日華関係がまず日台の経済関係から始まったことを示す部分である。

第二章の「戦後日華関係再建としての法的基盤—日華平和条約—」では、日本がアメリカの意向で台湾の中華民国政府を、中国を代表する政府と認めつつも、講和条約の適用範囲を国府の実効支配領域に限定することで政治的な関係を形成することが描かれる。また1953年の日華貿易取極によって、1950年の日台通商協定を位置づけなおしたのである。ここでは、経済先行の後に築かれた政治外交関係と、先行した経済関係が主権回復以前であったために、あらためて日本の主権の下に位置づけなおしたさまが説明される。

第三章の「吉田内閣期の対『中』外交—『等距離外交』と政経分離—」では、「二つの中国」と「政経分離」の間関係について、まず同時代の三つの文書により政経分離を検討し、これによってこの時期の対中政策を特徴付けることは可能ではあるものの、二つの中国については、それが政策目標であったとは言い切れないと結論付けた。また、政経分離が二つの中国を実現するための方法とは言いがたいということを明らかにした。そして、当時は大陸と国府のそれぞれとの経済関係を推進しつつ、国府との政治外交関係は消極的におこなうという特徴がある、とした。

第四章の「鳩山内閣期の『自主外交』路線と日華関係」では、鳩山内閣の自主外交を扱いつつ、重光外相が日本に対する懸念を深める国府に対して「なんら変更しない」と繰り返したために、自民党が中心となって台湾からの訪日団が組織されるなど、日華関係における「政・党」分離が生じ、中国大陸との「政・経」分離とともに、その後の日「中」関係のひとつの枠組みがこの時期に形成された、とした。

第五章の「日華関係の摩擦と進展—岸内閣期における対華政策—」では、総理の台湾訪問に見られるように親華的と言われる岸内閣の対「中」政策について、そのように親華的であっても、中国大陸との民間貿易協定や長崎国旗事件などによって国府とも中国大陸とも関係が悪化し、政経分離という論理ではもはや状況に対処できなくなっているさまを描き出す。

このように本稿は、従来、「二つの中国」政策を有していたとして批判的に検討されてきた戦後日本の対「中」外交を、これまでは従属要因として描かれてきた日華関係を軸にして描きなおし、経済先行型の関係形成という戦後日本のアジア外交の型を指摘し、また二つの中国政策については否定的な見解を提示しようとしている、学界への貢献度も高い

論文だといえよう。この点、「二つの中国」論に関連して、本論文がそれを否定し、それに代わる有力な枠組みを提示しのかどうかという点については、検討の余地がある。だが、それに関わる議論を活性化させる新たな論点を提示したということはいえるであろう。また、本論文は、台湾の外交档案を一部利用し、膨大な日本外務省記録を使用しており、実証性も高く、本稿ではじめて指摘された事実も少なくない。特に第一章は冷戦下における日本と台湾の通商関係の展開を実態的に示し、冷戦下、アメリカのイニシアチヴにより、日本復興と反共陣営でこ入れのために、台湾と日本との経済関係が、オープン・アカウント方式を利用することで、両者の経済利益に適うように密接に連結されたこととその構造を、十分なデータを以て実証したことについて、高く評価することができよう。

しかし、意欲的な業績であるだけに、問題点もまた散見される。第一に、経済が先行し、次に政治関係が結ばれるという方式について、それが日華／日台、あるいは日本と中国の関係に適用できる可能性があることは理解できるものの、それと政経分離や二つの中国論との関連性について、より明晰な整理があるべきであろう。多様な内容を含む史料に引きずられ、論理展開が不明瞭になっている部分があるために、このような読後感がうまれると思われる。第二に、1950年代全体を扱う中で、吉田政権期と鳩山、岸政権期の相違、展開について、連続性や共通性を強調するあまり、変化の側面が多く説明されなかったという点も物足りなさがある。第三に、特に第一章についてアメリカの世界戦略との関連性、あるいは日本と台湾の歴史的な通商関係との関連性などについても説明があつてしかるべきではなかったか。日本外務省記録だけでなく、幅広い史料の閲覧が求められるところである。

だが、こうした問題は、欠点というよりも、本論文の問題提起を受けて生じる、今後議論すべき点であり、筆者にとってはむしろ今後の課題と位置づけられるであり、すでに述べたような本稿自身の持つ学術的な価値をそこなうものではない。よって、審査担当者一致して、博士（法学）学位を授与するに相応しい論文と判断した（丁）